

計画的医薬品試験検査の実施について

「薬局で取り扱う医薬品に責任を持ちましょう」

～医薬品の試験検査は薬局の義務です～

医薬品は国民の生命・健康に密接に係わるものであり、製造、流通、販売の各過程において十分な品質管理が求められています。こうした観点から、(公社)日本薬剤師会では毎年計画的医薬品試験検査を、厚生労働大臣の指定を受けた検査センター（青森県では食と水の検査センター）で実施するように求めています。

医薬品医療機器等法施行規則第 12 条 1 項では、
「薬局開設者は、薬局の管理者が医薬品の適切な管理のために必要と認める医薬品の試験検査を、薬局管理者に行わせなければならない」とあり、

薬局の医薬品の安全性を管理するための試験検査は管理者・開設者の義務です。

会員の皆様におかれましては、「医薬品」という生命・健康に大きくかかわるものを扱う事業者として高い倫理観を持ち、法令遵守のために毎年の計画的医薬品試験検査に参加いただきますようお願い申し上げます。

なお、8 月末までは申込期限が過ぎた後でもご対応いただける旨、了解はいただいております。

未実施の薬局におかれましてはご連絡をお願いいたします。

【連絡先】

一般財団法人 青森県薬剤師会

食と水の検査センター

TEL : 017-762-3620

(電話でのお問い合わせ : 平日 8:30～17:00)